

令和8年度宇城市まちづくり応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民団体の創意工夫により、宇城市の地域資源の活用や地域課題の解決、特色あるまちづくりや市民団体の自立などを通じて、愛着と誇りを持つことができる魅力ある地域づくりを目的として、市民自ら主体的に企画し、実施するまちづくり活動に対して、予算の範囲内において交付する宇城市まちづくり応援補助金（以下「補助金」という。）について、宇城市補助金等交付規則（平成17年宇城市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる市民団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、政治又は宗教を目的とした団体は、対象にしないものとする。

(1) 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された住民自治組織

(2) 活動の拠点を市内に有し、過半数が市内に在住、在勤又は在学している3人以上で構成される特定非営利活動法人、まちづくり又は地域づくりに取り組んでいる団体、ボランティア団体その他の市民活動団体

2 前項各号の団体は、次の各号のすべてを満たさなければならないものとする。

(1) 公益活動を行う団体

(2) 事業の完了まで責任をもって遂行できる団体

(3) 事業終了後も継続して活動を行う意思がある団体

(4) 市の求めにより成果報告をすることができる団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 宇城市内で企画・実施する事業

(2) 地域課題の解決もしくは地域資源の活用のため、提案団体が主体的に企画・実施する事業

(3) 宇城市又は関係機関による現行の支援制度では、実現が困難な事業

(4) 住民及び構成員の労力提供がある事業

(5) 地域への貢献ができる事業

(6) 補助終了後も継続可能な工夫がなされている事業

(7) 他の補助金の交付を受けていない事業

(8) 他の法律、条例等に抵触しない事業

(9) 令和9年2月末日までに完了できる事業

(10) 市民団体で行われる定例的でない事業

- (11) 営利を目的としない事業
 - (12) 政治又は宗教を目的としていない事業
 - (13) 事業収入の額が補助対象経費の額の5分の2を上回らない事業
- 2 同一年度に申請することができる事業数は、1団体につき1事業とする。
- 3 過去に本補助金と同趣旨の市の補助金の交付を3回受けていない事業とする。
- 4 主な事業分野は、地域課題の解決、知己文化の再生、創造、地域活性化、地域コミュニティ再生、地域間交流、地域情報発信、景観・里山保全、緑化、地域の安全安心、青少年育成、子育て支援、高齢者見守り、障害者支援、男女共同参画、住民の健康増進、人材育成とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費（消費税を含む。）のうち、別表の項目欄に定めるとおりとする。ただし、次に掲げる経費については補助の対象としない。

- (1) 団体の構成員及び事業実施主体の人員に対する人件費、旅費及び謝礼
- (2) 施設、設備等の維持管理費及び団体の経常的な運営費
- (3) 用地取得費及び工事請負費
- (4) 領収書等により市民団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (5) その他市長が社会通念上適切でないとする経費

(補助金算出基礎額)

第5条 総事業費から補助対象外経費を控除した額を補助金算出基礎額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助金算出基礎額に1回目は10分の8、2回目は10分の7、3回目は10分の6を乗じて得た額とし、いずれも30万円を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業実施団体は、事業に着手する前に宇城市まちづくり応援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業提案書（様式第1号の2）
- (2) 事業スケジュール（様式第1号の3）
- (3) 事業収支予算書（様式第1号の4）
- (4) 構成員名簿（様式第1号の5）
- (5) その他関係書類

(審査会)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書が提出されたときは、補助金の交付の適否及び補助金の額の決定についての審査を、別に定める宇城市まちづくり応援補助金審査会に諮るものとする。

(交付決定)

第9条 市長は、補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、宇城市まちづくり応援補助金交付決定通知書(様式第2号)により事業実施団体に通知するものとする。

(事業の変更)

第10条 事業実施団体は、事業の主要な内容及び事業に要する経費の変更(補助対象経費の10分の3を超えない額の変更を除く。)を行うとき又は事業を廃止するときは、あらかじめ宇城市まちづくり応援補助金変更(廃止)申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならないものとする。

- (1) 事業提案書(様式第1号の2)
- (2) 事業スケジュール(様式第1号の3)
- (3) 事業収支予算書(様式第1号の4)
- (4) その他関係書類

2 市長は、事業の変更(廃止)申請の内容を適当と認めたときは、宇城市まちづくり応援補助金変更(廃止)決定通知書(様式第4号)により事業実施団体に通知するものとする。

(実施報告)

第11条 事業実施団体は、事業が完了したときは、事業完了の日から30日を経過した日又は令和9年3月19日のいずれか早い日までに宇城市まちづくり応援補助金実施報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業実施内容報告書(様式第5号の2)
- (2) 事業収支決算書(様式第5号の3)
- (3) 活動状況写真
- (4) 事業経費の支払に関する書類(領収書の写しなど)
- (5) その他関係書類

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実施報告の内容を適当と認めたときは、補助金の額を確定し、宇城市まちづくり応援補助金交付確定通知書(様式第6号)により事業実施団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた事業実施団体は、補助金を請求しようとするときは、宇城市まちづくり応援補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならないものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 事業実施団体は、補助金により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないものとする。

2 事業実施団体は、前項に規定する財産については補助金の交付を受けた年度終了後5年間、市長の承認なしに補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならないものとする。

(証拠書類の保管)

第15条 事業実施団体は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を補助対象期間の翌年度から5年間保管しなければならないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	対象となる経費	対象とならない経費
報償費	外部講師や専門的技術を有する協力者への謝金など (市の基準に準じる。)	団体構成員の謝金や日当、イベント等における賞金、賞品、参加賞など
研修費	事業に必要なスキル獲得のための研修受講料	交通や宿泊に係る経費
消耗品費	事業に直接必要な消耗品 (コピー用紙及びトナー代含む。)	配布してしまうだけの材料費
燃料費	作業等に必要な機材や車両等の燃料費	
印刷製本費	周知等の印刷に係る経費	
保険料	事業の実施に係る保険料	
委託費	事業に必要な部分の委託費（補助対象経費の1/2以内）	事業の主要部分にあたりとされる委託費
使用料及び賃借料	車両、機械、物品等の借上料	自団体、会員及び個人が管理・所有する備品、車両等の借上料
原材料費	事業に直接必要な原材料費	配布してしまうだけの原材料費
備品購入費	事業に必要な機材や備品の購入費（補助対象経費の1/3以内）	過大な備品、本来個人が購入すべき物品等の購入費用